住民基本台帳ネットワークに関する事務の「特定個人情報保護評価書(全項目 評価書)」(案)の概要

1 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

三重県においては、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入に伴い、 住民基本台帳ネットワークシステムにおいて特定個人情報ファイルを保有する に至ったため、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項の規定に基づ き、定期的に特定個人情報保護評価を行っています。

2 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の見直し理由

令和元年5月に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用等を実現するため、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を本人確認の基盤として活用する「附票連携システム」の整備が国において進められています。

当該附票連携システムにおいては、都道府県知事保存附票本人確認情報の利用・提供に併せ、個人番号を利用・提供する場合があることから、新たに特定個人情報ファイルを保有することとなるため、特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。

3 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の主な変更事項

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の各事項について、附票連携システムに関する事項を追加します。

主な記載項目	主な内容 ※下線部分を今回追加
I 基本情報	
事務の内容	・本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
	・附票本人確認情報の管理及び提供等に関する
	<u>事務</u>

主な記載項目	主な内容 ※下線部分を今回追加
システムの名称	・住民基本台帳ネットワークシステム
	・附票連携システム
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	
特定個人情報ファイル名	・都道府県知事保存本人確認情報ファイル
	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
対象となる本人の範囲	・三重県内の住民(三重県内のいずれかの市町
	において住民基本台帳に記録された住民)
	・三重県内の住民(三重県内のいずれかの市町
	において戸籍の附票に記録された住民)_
記録される項目	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
	・個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、
	住所)、その他住民票関係情報
	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
	·個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、
	住所)、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示
	に係る情報は含まない)_
特定個人情報の提供・移転	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
	(提供先)
	・地方公共団体情報システム機構、三重県の他
	の執行機関、住民
	(移転先)
	・三重県の他の部署
	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
	(提供先)
	・三重県の他の執行機関
	<u>(移転先)</u>
	・三重県の他の部署
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
特定個人情報の入手におけるリス	・法令により通知を受けることとされている情
ク	報のみを入手できることとする
	・本人確認情報 <u>及び附票本人確認情報</u> の入手元
	を市町村コミュニケーションサーバに限定する
	・システム上、本人確認情報及び附票本人確認
	<u>情報</u> 更新の際に論理チェックを行う仕組みとす
	5
	・専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する

主な記載項目	主な内容 ※下線部分を今回追加
	等の措置を講じる
特定個人情報の使用におけるリス	・庁内システムと都道府県サーバ及び附票都道
ク	<u>府県サーバ</u> との接続は行わない
	集約センター内において都道府県サーバと附
	票都道府県サーバを接続する
	・生体認証による操作者認証を行う
	・システムの操作履歴(操作ログ)を保管する
	・システム上、管理権限を与えられた者以外、
	情報の複製はできない仕組みとする
特定個人情報の保管・消去におけ	・物理的対策として保管場所の施錠管理、技術
るリスク	的対策としてセキュリティ更新プログラムの適
	用及びウイルス対策ソフトの定期的パターン更
	新を随時行う
	・本人確認情報の変更があった場合は、住基ネ
	ットを通して更新が行われ、古い情報のまま保
	管されることはない。また、修正前の本人確認
	情報及び消除者の本人確認情報は、法令に定め
	る保存期間を経過した後、システムにより自動
	消去される
	・附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供
	される個人番号は、障害発生等により提供・移
	転先で情報を受領できなかった場合に備えて一
	時的に保存がされるが、その後にシステムによ
	り自動消去される